

日本証券業協会「今後の金融・資本市場のあり方を考える懇談会」 「国民の豊かな生活の実現に向けた金融・資本市場改革(中間報告)」のポイント

平成19年9月6日
日本証券業協会

I. 目標

➤ 今後到来する超高齢化社会の下で、国民一人ひとりの豊かな生活を実現するため、多くの国民が安心して投資を行うことができる世界最高水準の金融・資本市場を確立

➤ 政府の中期計画(日本経済の進路と戦略について)の最終年度である2011年までに、我が国の個人金融資産に占める投資商品(株式、投資信託、債券)の保有割合を、現在の約13%から欧米並み(30%程度)に引き上げる。

II. 目標達成のための4つの視点

1. 個人投資家

- ・投資家保護 ・証券取引所
- ・金融取引税制 ・金融経済教育

2. 発行企業・プロ投資家

- ・専門性高く、効率よい市場
- ・低コスト化、プリンシプル・ベースの規制

3. 海外投資家

- ・日本市場プロモート活動の推進
- ・海外市場参加者との対話

4. 法的・制度的インフラ

- ・「日本版ベター・レギュレーション」の確立
- ・証券会社の自己規律の向上
- ・市場型金融の推進に向けた「基本法」の制定
- ・統計情報のデータベース化

IV. 今後の取組み(スケジュール)

➤ 金融取引税制について、さらに議論を深めるため、本懇談会に「金融取引税制のあり方に関する検討ワーキング・グループ」を設置するなど、各具体的な施策のうち、日証協及び業界が自ら取り組むべきものについては、広く市場参加者の意見を取り入れながら、「工程表」を作成するなどにより、スピード感のある取組みを目指す。

➤ 政府、行政当局又は関係機関に要望すべき事項については、投資家並びに我が国金融・資本市場の機能の向上にとって重要度が高いものを優先し、併せて各施策の実現のための手立てやプロセスの検討を行い、早期の実現を目指す。

III. 具体的な施策

1. 一般の個人がより安心して投資ができる市場

投資家保護の徹底

- ・不適格な業者の排除(金商法の政令・内閣府令等において対応済み)
- ・反社会的勢力の排除(警察庁との連携により、「証券警察連絡協議会」を本年中に30都道府県に設置、「不当要求情報管理機関」の設立)
- ・「民から官へ」の人材の移動・交流を促進
- ・日証協のルール強化(適合性原則の具体化、協会員に対する過剰金の強化)

取引所の改革

- ・新興市場の信頼性の向上のための審査機能の充実
- ・株式売買単位の1単元100株への集約、上場廃止銘柄の受け皿の整備等

個人の資産運用手段の拡大・多様化

- ・投資信託の評価機関の活用(各協会等のHPへの情報掲載)
- ・分かりやすい目論見書の作成
- ・英国のISA(個人貯蓄口座)やCTF(チャイルド・トラスト・ファンド)を参考にした日本版ISA制度の導入

投資環境の整備

- ・金融所得課税の一体化、株式・株式投資信託の10%の軽減税率の継続、配当二重課税の撤廃等の金融取引税制の改革

2. 企業が安定的で低コストの資金調達ができ、プロの投資家が高度な金融技術を利用して効率的な運用ができる市場

プリンシプル・ベースの規制促進、コスト・ベネフィット分析の導入

- ・プリンシプル・ベースの規制の促進やコスト・ベネフィット分析を導入

年金運用の課題の検討

- ・公的年金の運用の効率化(多様なリスク資産への投資を可能とする制度整備)
- ・確定拠出年金制度(拠出限度額の引き上げ、マッチング拠出の導入、中途脱退時の引き出し要件緩和等)

証券化商品の市場の整備・拡大

- ・オリジネーター等による資金調達の情報開示の充実

最先端の金融知識・技術を持つ人材の育成等

- ・大学・大学院における金融・証券関係講座の拡充
- ・証券会社等と大学・大学院との交流、共同研究プロジェクトの推進

総合取引所の創設

- ・商品先物等の金融商品以外の商品が、一つの取引所に上場、取引される「総合取引所」の創設について検討

3. 海外の投資家からも使いやすく分かりやすい市場

海外での日本市場プロモート活動の推進

- ・海外で官民共同の「ジャパン証券フォーラム」の開催

海外の市場参加者との対話

- ・海外の市場関係者・政府機関との定期的な情報交換

アジアの金融センターとしての地位の確立

- ・アジア企業に成長資金を供給する機能(上場基準の見直し、プロ向けのアジア企業が上場する市場の創設、IR支援等)
- ・「アジア証券人フォーラム」等を通じた市場参加者の交流促進

海外の機関投資家の対日進出の促進

- ・税制及び規制上の優遇措置の検討

4. 市場改革のためのインフラ整備

金融商品取引法の拡大

- ・預金・保険を含めた金融商品全般を対象とする包括的な規制の枠組みや業者を監督する省庁の一本化、監視委員会による検査の一元化等の検討

日本版「ベター・レギュレーション」の促進

- ・ホールセール業務分野でのプリンシプル・ベースの規制促進
- ・リスクベース・アプローチによる規制・監督(利用者・市場にとって、影響度が高い業種、分野、項目等を明確にしたメリハリのある監督・検査)

- ・コスト・ベネフィット分析の導入(コンプライアンスコストの低下)

証券会社及び市場関係者の自己規律の向上

- ・「倫理コード」に関する標準モデルの策定及び証券各社への策定の義務付け
- ・アナリストやファイナンシャル・プランナー(FP)について関係機関が連携し、資格、教育プログラムの充実、倫理コードの整備、自主ルールの策定、監理体制の向上策の検討

上場会社のコーポレート・ガバナンスの充実・強化、ディスクロージャーの徹底等

- ・上場規則による実効ある内部統制システムの構築、コーポレート・ガバナンスの強化
- ・金融・資本市場に関する統計データベースの構築
- ・収集する情報ベースの統一、内容の充実及びデータベース化の推進、行政及び関連機関とのネットワーク接続によるワンストップサービスの検討

証券市場全体のBCPの整備

- ・大規模地震、テロ等の発生時における証券市場の機能の継続性の確保に向け、証券会社と証券取引所間等の連絡網の整備及び証券取引所・決済機関のバックアップサイトの構築、共同訓練の実施等の一層の促進

「市場型金融」の推進に向けた「基本法」の制定

- ・市場型金融の推進について、国民レベルでのコンセンサスを形成するため、市場型金融の推進を基本理念とする「基本法」の制定